

20佐監第63号-12
平成21年3月13日

請 求 人 様

佐倉市監査委員 松 林 勝
佐倉市監査委員 舩 越 豊
佐倉市監査委員 中 村 孝 治

佐倉市職員措置請求について（通知）

第1 請求の受付

1 請求書の提出日

本件監査請求の請求書（佐倉市職員措置請求書）は、平成21年1月16日に提出された。

2 請求の内容（請求書記載の原文のまま）

佐倉市は、佐倉市水道事業職員に対する職員共済会補助金を支払っている。これは、地方公営企業法第20条違反である。よって、佐倉市長は佐倉市水道事業者に返還を求めよ。または、市長、担当責任者はこの支払金額を佐倉市に弁償せよ。

- (1) 佐倉市は毎年、職員共済会補助金を支払っている。平成19年度決算では、職員総数1,085名に対し、総額13,819,694円を支払っている。この内、水道事業職員数は38名であり、金額は案分すると484,007円となる。
- (2) 地方公営企業法第20条は、地方公営企業の経理の方法を定め、「すべての費用および収益をその発生の事実に基づき計上」しなければならない事を定めている。それゆえ、水道事業職員の共済会補助金は水道事業会計から支出しなければならない。
- (3) 平成19年度の共済会補助金は当初、概算払いを行い、共済会一般会計の歳出が確定してから補助額が確定する。同年度の補助額は、前出の如く総額13,819,694円である。
- (4) 以上より、本件の水道事業職員への支払いは、違法若しくは不当なものであるので、市長はその返還請求をすべきとの勧告を求める。または、市長、担当責任者による佐倉市への弁償をすべきとの勧告を求める。そして、平成20年度、平成18年度及びそれ以前の分についても同様の勧告を求

める。

以上、佐倉市監査委員に厳正なる監査を求める。

(別紙「事実証明書」略)

3 請求の要件の審査

本件監査請求の要件について審査した結果、明らかに要件を具備していないとは認められないので、これを受理し、審査及び監査を実施することとした。

第2 審査及び監査の実施

1 監査対象部局

総務部総務課

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成21年2月10日、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

これに対し、請求人は新たな証拠を提出し、補助金に水道事業職員の分を含めるのは、地方公営企業法第17条の2第2項に違反するものであるとの陳述をした。

3 関係職員等の陳述

平成21年2月10日、総務部総務課の職員から陳述の聴取を行った。

その際、地方自治法第242条第7項に基づき、請求人が立ち会った。

第3 審査及び監査の結果

1 審査及び監査の対象事項

請求書の記載内容及び陳述の結果を総合的に判断し、次の点について、審査及び監査をすることとした。

(1) 本件監査請求は、佐倉市が佐倉市役所職員共済会(以下「共済会」という。)に補助金を支払ってから1年以内になされているか否か

また、本件監査請求に、地方自治法第242条第2項ただし書に定める「正当な理由」が存在するか否か

(2) 佐倉市が共済会に支払った補助金に水道事業職員の分が含まれているか否か

(3) 佐倉市が共済会に対し水道事業職員の分の補助金を支払うことが違法又は不当であるか否か

2 事実関係の確認

(1) 佐倉市の共済会への補助金については、平成19年度分は平成19年5月18日に、平成18年度分は平成18年6月23日に、それぞれ、概算払されている。

(2) 佐倉市の共済会への平成20年度の補助金については、平成20年6月

3日に金15,060,000円が概算払されている。

同金額は、水道事業職員を除く会員1,025名分の給料支給月額358,581,800円に掛金率1,000分の3.5を乗じ、その金額に月数12を乗じた金額であって、水道事業職員の分は含まれていない。

3 監査委員の判断

(1) 1の審査及び監査の対象事項の(1)について

本件監査請求は、平成21年1月16日に請求書が提出されているが、平成19年度分の概算払は、平成19年5月18日になされており、平成18年度以前の分の概算払は、それより前になされている。

ア 地方自治法第242条第2項は、「(監査請求は、)当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。」と定めている。

最高裁判所は、平成7年2月21日、平成6年(行ツ)第108号事件の判決において、「概算払は、地方自治法が普通地方公共団体の支出の一方法として認めているものであるから(232条の5第2項)支出金額を確定する精算手続の完了を待つまでもなく、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為としての公金の支出に当たるものというべきである。そして、概算払による公金の支出に違法又は不当の点がある場合は、債務が確定していないからといって、これについて監査請求をすることが妨げられる理由はない。債務が確定した段階で精算手続として行われる財務会計上の行為に違法又は不当の点があるならば、これについては、別途監査請求をすることができるものというべきである。そうすると、概算払による公金の支出についての監査請求は、当該公金の支出がされた日から1年を経過したときは、これをすることができないものと解するのが相当であって」と判示している。

従って、本件監査請求は、地方自治法第242条第2項本文の規定に定める「当該行為のあった日から1年を経過したとき」に当たっている。

イ 同項ただし書は、「正当な理由があるときは、この限りでない。」と定めているが、最高裁判所は、平成14年9月12日、平成10年(行ツ)第69号事件の判決において、同項ただし書の「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて当該行為の存在及び内容を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきと判示している。

共済会への補助金に水道事業職員の分が含まれていることについては、佐倉市議会の平成20年2月定例会の一般質問において、質問がされて

おり、このことは、平成20年5月1日に発行された「さくら市議会だより」(以下「たより」という。)に記載され、同日頃、たよりは佐倉市内の全戸に配布されている。

このことから、たよりが全戸に配布された平成20年5月1日頃には、佐倉市の一般市民において相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求するに足りる程度に、共済会への補助金に水道事業職員の分が含まれていることを知ることができたというべきであるが、本件監査請求がなされたのは平成21年1月16日であり、少なくとも8ヶ月を経過している、

従って、同項ただし書にいう正当な理由は存在しないというべきである。

ウ よって、平成19年度以前の分についての本件監査請求は、同項本文に違反し、同項ただし書に定める場合にも当たらないので、却下されるべきである。

(2) 1の審査及び監査の対象事項の(2)について

監査した結果、平成20年度の補助金には水道事業職員の分は含まれていない。

よって、平成20年度分についての本件監査請求は、その前提を欠いているので、棄却されるべきである。

(3) 従って、1の審査及び監査の対象事項の(3)を検討するまでもなく、本件監査請求は、却下又は棄却されるべきものと言わざるを得ない。

4 結論

監査委員が合議した結果、本件監査請求のうち、平成19年度以前の分についてはいずれも却下し、平成20年度の分については棄却する。